

社会福祉法人信愛会
介護職員等ベースアップ等支援加算処遇改善計画書(令和4年度)

1 賃金改善計画について<共通>

(1)加算額を上回る賃金改善について

- ・本計画に記載された金額は見込額であり、提出後の運営状況(利用者数等)、人員配置状況(職員数等)その他の事由により変動があり得る。
- ・(1)では以下の要件を確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。
 - 介護職員の賃金について、処遇改善加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
 - 介護職員その他の職員の賃金について、特定加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること
 - 介護職員その他の職員の賃金について、ベースアップ等加算による賃金改善の見込額が、同加算の算定見込額を上回ること

	処遇改善加算	特定加算	ベースアップ等加算
① 令和4年度の加算の見込額	円	円	3,387,384 円
② 賃金改善の見込額(i-ii) (右側の額は加算見込額を上回る)	円	円	3,511,585 円
i)それぞれの加算の算定により賃金改善を行う場合の賃金の総額(見込額)	(1) 円	(2) 円	(3) 127,300,000 円
ii)前年度の賃金の総額(処遇改善加算等取得し実施される賃金改善額及び独自の賃金改善額を除く)【基準額1・基準額2・基準額3】	【基準額1】 円	【基準額2】 円	【基準額3】 123,788,415 円
(ア)前年度の賃金の総額	(4) 円	(5) 円	(6) 146,156,840 円
(イ)前年度の処遇改善加算の総額	(7) 円	(8) 円	(9) 17,813,500 円
(ウ)前年度の特定加算の総額	(10) 円	(11) 円	(12) 4,554,925 円
(エ)前年度のベースアップ等加算の総額(介護職員処遇改善支援補助金の総額を含む)	(13) 円	(14) 円	(15) 0 円
(オ)前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額	円	円	0 円

(4)介護職員等ベースアップ等支援加算

- ・(4)では、賃金改善の合計額の3分の2以上が、基本給又は決まって毎月支払われる手当の引上げに充てられることを確認しており、オレンジセルが「○」でない場合、加算取得の要件を満たしていない。

①ベースアップ等加算の見込額/②賃金改善の見込額	別紙様式2-1 2(1)のとおり		
③処遇改善加算の取得状況/④ベースアップ等加算の算定対象月	別紙様式2-4のとおり		
⑤ベースアップ等による賃金改善の見込額等			
i)介護職員の賃金改善の見込額 (n-1)	2,594,239 円	要件	
うち、ベースアップ等による賃金改善の見込額(n-2)	2,594,239 円		(100.00) %
(一月あたり)	432,373 円		
i)その他の職員の賃金改善の見込額 (o-1)	793,145 円		
うち、ベースアップ等による賃金改善の見込額(o-2)	793,145 円	(100.00) %	
(一月あたり)	132,191 円		
⑥ 賃金改善実施期間	令和4年10月～令和5年3月(6か月)		

【記入上の注意】

- ・④ i (n-1)と④ ii (o-1)の合計額は、ベースアップ等加算による「賃金改善の見込額」(1)②の最右欄と一致すること。

ハ ベースアップ等加算

賃金改善を行う給与の種類	<input type="checkbox"/> ベースアップ等 <input type="checkbox"/> 基本給 <input checked="" type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手当(新設) <input type="checkbox"/> 決まって毎月支払われる手当(既存の増額) <input type="checkbox"/> その他 ()
具体的な取組内容	(当該事業所における賃金改善の内容の根拠となる規則・規程) <input type="checkbox"/> 就業規則の見直し <input checked="" type="checkbox"/> 賃金規程の見直し <input type="checkbox"/> その他 () (賃金改善に関する規定内容) ※上記の根拠規程のうち、賃金改善に関する部分を記載。 介護職員等の賃金の改善のために以下の事を行う。 ・介護保険の介護職員等ベースアップ等支援加算を活用して、「介護職員等ベースアップ等支援加算手当」を新設する。 ・この加算による賃金改善の対象は、介護職員(常勤及びパート職員)とその他の職員(生活相談員、看護職員、栄養士、事務員、介護支援専門員、機能訓練指導員)である。 ・一人当りの改善額の比率は、常勤の介護職員は、パートの介護職員及びその他の常勤職員の2倍、その他のパート職員はその他の常勤職員の半分とする。 ※前年度に提出した計画書から変更がある場合には、変更箇所を下線とするなど明確にすること。 (上記取組の開始時期) 令和4年10月 (<input type="checkbox"/> 実施済 <input checked="" type="checkbox"/> 予定)

ニ 各介護サービス事業者等による処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算の配分を除く賃金改善

- (1)② ii) (オ)の「前年度の各介護サービス事業者等の独自の賃金改善額」に計上する場合は記載すること。

独自の賃金改善の具体的な取組内容	なし
独自の賃金改善額の算定根拠	なし

以下の点を確認し、全ての項目にチェックして下さい。

確認項目	証明する資料の例
<input checked="" type="checkbox"/> 加算相当額を適切に配分するための賃金改善ルールを定めました。	就業規則、給与規程
<input checked="" type="checkbox"/> 処遇改善加算等として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。	給与明細
<input checked="" type="checkbox"/> 加算対象となる職員の勤務体制及び資格要件を確認しました。	勤務体制表、介護福祉士登録証
<input checked="" type="checkbox"/> キャリアパス要件IIの資質向上の目標及び具体的な計画を定めました。	資質向上のための計画
<input checked="" type="checkbox"/> 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。	—
<input checked="" type="checkbox"/> 労働保険料の納付が適正に行われています。	労働保険関係成立届、確定保険料申告書
<input checked="" type="checkbox"/> 本計画の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。	会議録、周知文書

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本表への虚偽記載の他、処遇改善加算、特定加算及びベースアップ等加算の請求に関して不正があった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。